

改正

昭和45年5月26日規則第18号
昭和48年10月1日規則第11号
昭和55年4月1日規則第8号
昭和59年10月1日規則第25号
昭和63年10月1日規則第19号
平成8年9月26日規則第20号
平成9年3月28日規則第10号
平成10年3月27日規則第10号
平成11年12月22日規則第26号
平成12年3月23日規則第18号
平成17年4月1日規則第5号
平成23年3月31日規則第4号
平成30年3月30日規則第14号

坂出市道路占用規則

(目的)

第1条 この規則は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）および同法施行令（昭和27年政令第479号）ならびに坂出市道路占用料条例（昭和43年坂出市条例第9号。以下「条例」という。）に基づき、市道の占用について必要な事項を定めることを目的とする。

(占用手続)

第2条 市道または附属物を占用しようとする者は、道路占用許可申請（協議）書（第1号様式）を市長に提出して許可（法第35条の規定による協議にあつては、同意。以下同じ。）を受けなければならない。

(占用変更許可申請)

第3条 許可された事項を変更しようとするときは、道路占用許可申請（協議）書（第1号様式）を市長に提出して許可を受けなければならない。

第4条 前2条に規定する許可申請（協議）書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、軽易なものについては、工事の方法および構造等を明記した書類に替えることが

できる。

- (1) 工事計画説明書
- (2) 工事設計図書
- (3) 地元住民または利害関係者の同意が必要と認められるときは、それらの同意書
- (4) 前各号のほか市長が必要と認める書類
(占有期間)

第5条 占有を許可する期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 法第36条の規定による事業のための占有 10年以内
- (2) 前号以外の占有 5年以内
(許可書等の交付および表示)

第6条 市長は、占有を許可したときは、道路占有許可（同意）書（第2号様式）を交付する。

- 2 前項の場合において市長が必要と認めたときは、道路占有許可証（第3号様式）をあわせて交付することがある。
- 3 道路占有許可証の交付を受けた者は、前項の許可証を占有の期間中占有位置または付近の見やすい場所に表示しなければならない。ただし、地下占有ならびに市長がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

(付帯条件)

第7条 市長は、道路管理上その他必要があると認めたときは、占有許可に条件をつけることができる。また許可後においても同様とする。

(占有者の管理義務)

第8条 占有許可を受けた者（以下「占有者」という。）は、道路に設置した占有物件の維持修繕に努め、破損、汚損等によって交通、美観その他道路管理上支障をきたさないよう注意しなければならない。

(権利義務の譲渡制限)

第9条 占有者は、その権利および義務を他の者に転貸し、または譲渡することができない。ただし特別の理由により市長の承認を得たときは、この限りでない。

(工事施工のための占有)

第10条 工事施工のための占有者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 掘さく土砂または工事事資材、器具等を占有区域外にたい積し、または散乱させないこと。
- (2) 通行人の危害防止のため、危険箇所には昼間においてはバリケード、縄張り、看視人を置

くなどの方法を講じ、夜間にあっては赤色警戒灯を設置するなどの方法を講ずること。

- (3) 消火栓、制水弁、防火水槽および各種人孔等を損傷し、またはその所在箇所を不明確にして、その機能に支障をおよぼさないこと。
- (4) 占用区域内でも許可の範囲を超える施設、工事等をしないこと。
- (5) 道路に損傷をおよぼし、またはおよぼすおそれのあると認めるときは、直ちに市長に届け出てその指示を受け必要な措置を講ずること。
- (6) その他必要に応じ指示した事項および許可条件を守ること。

(届出の義務)

第11条 占有者は、次の各号の一に該当した場合は、当該各号に定める申請書等を遅滞なく市長に提出して許可等を受けなければならない。

- (1) 継続して占用しようとするときは、道路占用許可申請（協議）書（第1号様式）
- (2) 占有者がその氏名または住所（法人にあっては、その名称または事務所の所在地）を変更したときは、道路占用者住所（氏名）変更届（第4号様式）
- (3) 占用期間中に占用を廃止しようとするとき、または許可後に占用を行わなかったときは、道路占用廃止（許可取消）申請書（第5号様式）

(許可の取消しおよび変更)

第12条 市長は、次に掲げる各号の一に該当する場合は、占用許可を取り消し、または変更することができる。

- (1) 占有者が法令、条例およびこの規則その他許可条件に違反したとき。
- (2) 道路管理上必要があるとき。
- (3) その他市長において必要があると認められるとき。

2 前項の場合、これにより占有者に損害を生じても、市に対する補償要求等は一切認めない。

(工事掲示板の表示)

第13条 占有者で工事をしようとする者は、工事期間中占用区域内またはその付近の見易い箇所に工事掲示板（第6号様式）を掲示しなければならない。

(通行の禁止または制限)

第14条 占有者は、工事のため一時交通の禁止または制限する必要がある場合には、事前に市長に届け出てその承認を受けなければならない。この場合、道路交通上必要な条件などをつけて承認するものとする。

2 前項の場合、占有者は条件を完全に履行するとともに、う回路を指定したときは、その期間中

必要な措置を講じなければならない。

(原状回復)

第15条 占有期間が満了し、もしくは占有許可の取り消しがあったときは、占有者は直ちに占有の目的である工作物その他の物件を撤去し、原状に復さなければならない。

2 占有者が道路もしくは道路施設を損傷したときは、市長の指示に従い直ちに復旧しなければならない。

3 前2項の規定により原状を回復したときは市長に届け出て検査を受けなければならない。

4 占有者が前項の義務を怠ったときは、市においてこれを行い、それに要した費用はすべて占有者の負担とする。

(掘さく道路の復旧)

第16条 掘さく箇所は、次の各号に掲げる施工により埋めもどしをして、交通に支障のないようにしなければならない。

(1) 市道については、下層から順次0.3メートルごとに埋め、上をならし、しめ固めたうえ別に置き置いてある砂利表土を厚さ0.1メートルに敷き高低のないよう仕上げなければならない。

(2) ぐり石基礎の埋めもどしについては、市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(3) 原形に埋めもどした箇所が占有のためもしくは埋めもどし不十分のため沈下し、交通に支障を生ずると認めるときは、直ちに市長に届け出て、その指示により現状に回復するとともに必要な措置を講じなければならない。

(復旧工事)

第17条 埋めもどしを完了した路面の復旧工事および市道の附属物の復旧工事は市長が施工する。

ただし、市長は必要に応じて占有者に復旧させることができる。この場合、復旧に要する経費は占有者の負担とし、市の検査を受けなければならない。

(復旧費の徴収)

第18条 復旧工事の費用は、復旧料金表(別表1)により許可と同時に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、期限を指定して徴収することができる。

2 1件の復旧費で1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(検査)

第19条 工事を完了したときは、直ちに市長に届け出て検査を受けなければならない。ただし、特に市長が認める場合は、この限りでない。

(事故の負担)

第20条 掘さく工事期間中および当該工事完了後6月以内に占有者の責に帰すべき事由により生じた事故については、占有者の負担により解決しなければならない。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 坂出市道路及び附属物占有規程（昭和26年坂出市規程第1号）は、廃止する。
- 3 この規則施行前に締結された契約で現に契約中のものについては、なお従前の例による。

付 則（昭和45年5月26日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和48年10月1日規則第11号）

この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

付 則（昭和55年4月1日規則第8号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則（昭和59年10月1日規則第25号）

この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

付 則（昭和63年10月1日規則第19号）

この規則は、昭和63年10月1日から施行する。

付 則（平成8年9月26日規則第20号）

この規則は、平成9年4月1日より施行する。

付 則（平成9年3月28日規則第10号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成10年3月27日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成11年12月22日規則第26号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成12年3月23日規則第18号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成17年4月1日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年3月31日規則第4号）

この規則は、平成23年4月1日から施行し、第5条の規定による改正後の管理職手当表に関する

規則別表選挙管理委員会事務局の項の規定は、平成22年10月1日から適用する。

付 則（平成30年3月30日規則第14号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（第18条関係）

復旧料金表

区分		単位	単価	摘要
コンクリート舗装	路盤厚0.2メートル 表層厚0.15メートル以上	1 平方メート ル	円 10,500	影響部分は、 掘削面積の5 割とする。
	路盤厚0.2メートル 表層厚0.15メートル未満		7,500	
アスファルト舗装	路盤厚0.2メートル 表層厚0.05メートル		8,400	
	路盤厚0.1メートル 表層厚0.04メートル以下		5,900	
簡易舗装			4,500	
防じん舗装			1,800	
砂利道			1,400	
L型側溝	幅0.5メートル	1 メートル	6,300	
	幅0.4メートル以下			
U型側溝			19,000	
その他本表により難しいもの		上記に準じてその都度市長が定める額		

第1号様式 (第2条・第3条・第11条関係)

道路占用協議許可申請書

新規	年 月 日
更新	第 号
変更	

許可 許 可 受 付 受 付
 年 月 日 第 号 年 月 日 第 号

板出市長 殿 年 月 日

住所 _____
 電 () - _____

氏名 _____ 印

工事施行業者 _____
 (担当者氏名) _____
 電 () - _____

道路法第32条の規定により許可を申請します。
 第35条 協議 協議

目 的							
場 所	板出市		町		丁目		号
路 線 名						車道・歩道・その他	
占用物件	名 称	規 模	数 量	路面区分	掘削面積		㎡
占用期間	年 月 日から (日間)			工事期間	年 月 日から (内 日間)		
占用期間	年 月 日まで				年 月 日まで		
占用物件の構造				工事実施の方法			
備 考				道路の復旧方法			

単価 円	数量	期間	占用料 円	種 別	単価 円	面積 ㎡	復旧費 円
	×	×	=	掘 削		×	=
				影響部分			
(合計)				(合計)			

免 除 理 由
 その他

特別許可条件

申請 協議 について、上記のとおり許可 同意してよろしいか。	部 長	課 長	課長補佐	係 長	係	公印

市 道 使 用 料				道 路 掘 削 復 旧 負 担 金			
款	使用料及び 手数料	項	使用料 目	土 木 使用料	節	市 道 使用料	款
							分担金及び 負担金
							項
							負担金
							目
							土木費 負担金
							節
							道路掘削 復旧負担金
調 定	番 号			調 定	番 号		
	金 額				金 額		
収 入	年 月 日	年 月 日		収 入	年 月 日	年 月 日	

※ 位置，平面，断面，立面，丈量図等記入又は別添。

貴関係埋設管等について協議いたします。				
四国ガス(株)	N T T	四国電力(株)	香川県広域 水道企業団	市都市整備課
承認 不承認 ㊦	承認 不承認 ㊦	承認 不承認 ㊦	承認 不承認 ㊦	承認 不承認 ㊦
条件理由等	条件理由等	条件理由等	条件理由等	条件理由等

道路占用協議申請書

新規 更新 変更	年 月 日 第 号
----------------	--------------

許可	許可	受付	受付
年 月 日	第 号	年 月 日	第 号

板出市長 殿	年 月 日
	住所 _____ 番 () - _____
	氏名 _____ 印
	工事施行業者 _____ (担当者氏名) _____ 番 () - _____
道路法第32条の規定により許可を申請します。 第35条 協議	

目的							
場所	板出市		町		丁目	号	地先
路線名						車道・歩道・その他	
占用物件	名称	規模	数量	路面区分		掘削面積	㎡
占用期間	年 月 日から (日間)			工事期間	年 月 日から (内 日間)		
	年 月 日まで				年 月 日まで		
占用物件の構造				工事实施の方法			
備考				道路の復旧方法			

道路占用について (協議)	年 月 日
板出警察署長 殿	板出市長 印
このことについて、上記のとおり許可申請協議がありましたので回答願います。	

道路占用について (回答)	年 月 日
板出市長 殿	板出警察署長 印
(回答) 年 月 日付で協議のあった道路占用について、回答する。	

※ 位置、平面、断面、立面、丈量図等記入又は別添。

第2号様式（第6条関係）

道路占用許同意書

新規	年 月 日
更新	第 号
変更	

許可	許	受	受
年月日	第 号	年月日	第 号

年 月 日

住所 _____
 番 () - _____

氏名 _____ 殿

工事施工業者 _____
 (担当者氏名) _____
 番 () - _____

目的							
場所	板出市	町	丁目	号	番地	地先	
路線名						車道・歩道・その他	
占用物件	名称	規模	数量	路面区分	掘削面積	m ²	
占用期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで			工事期間	年 月 日から (内 日間) 年 月 日まで		
占用物件の構造				工事实施の方法			
備考				道路の復旧方法			

単価 円	数量	期間	占用料 円	種別	単価 円	面積 m ²	復旧費 円
	×		=	掘削		×	=
				影響部分			
(合計)					(合計)		

免除理由
 その他 _____

特別許可条件

- ※許可条件
- 1 工事に際しては、工事の時期方法等を検討し、保安設備を設け交通に支障のないよう措置すること。
 - 2 緊急自動車の通行、消防活動、消火栓使用等の支障にならないよう処置すること。
 - 3 工事の着手および完了については市建設課に届出て、市の指示および検査を受けること。
 - 4 占用の廃止、変更、継続等を行う場合は遅滞なく申請し、許可または同意を受けること。
 - 5 申請者および工事施工業者は、道路法、同法施行令、板出市道路占用規則その他別紙条件等を守ること。
 - 6 工事施行後6ヶ月は施工者において復旧に留意し、かつこれに努めること。
 - 7 工事、作業等で道路を使用する場合は、警察署長に道路使用許可申請書を提出し、許可を受けること。

年 月 日付けで申請のあった道路占用について上記の条件を付けて
 協議
 許可
 同意 します。

板出市長

※ 位置，平面，断面，立面，丈量図等記入又は別添。

貴関係埋設管等について協議いたします。				
四国ガス(株)	N T T	四国電力(株)	香川県広域 水道企業団	市都市整備課
承認 不承認 ㊦	承認 不承認 ㊦	承認 不承認 ㊦	承認 不承認 ㊦	承認 不承認 ㊦
条件理由等	条件理由等	条件理由等	条件理由等	条件理由等

第3号様式（第6条関係）

15.0cm

道 路 占 用 許 可 証
第 号
年 度
年 月 日 まで
坂 出 市

10.5cm

(注) A—6判

第4号様式（第11条関係）

年 月 日

坂出市長 殿

住 所 _____

〒 () - _____

氏 名 _____ ㊟

道路占有者住所氏名変更届

坂出市道路占有規則第11条第2号の規定により届出します。

変 更 年 月 日	年 月 日	
占 用 の 内 容	路 線 名	
	場 所	坂出市 町
	物 件	
	許可年月日	年 月 日
	許可番号	第 号
変 更 理 由		
変 更 前 住 所 及 び 氏 名	㊟	
備 考		
坂 出 市 受 付	意見等	

年 月 日

坂出市長 殿

住 所 _____

〒 () - _____

氏 名 _____ ㊟

道 路 占 用 廃 止 届
許 可 取 消 届

坂出市道路占用規則第11条第3号の規定により届出します。

廃止年月日	年 月 日				
占 用 の 内 容	路 線 名				
	場 所	坂出市	町		
	物 件				
	許可年月日	年 月 日			
	許可番号	第 号			
理 由					
復 旧 方 法					
備 考					
坂 出 市 受 付	意見等				
	部 長	課 長	課 長 補 佐	係 長	係

工 事 掲 示 板

		工 事 中	
工 事 名			
区 間	坂出市 坂出市		
期 間	年 月 日 ~	年 月 日	
施 工 会 社 名	現場代理人 主任技術者		電 話 番
発 注 者			電 話 番

1400センチメートル

110センチメートル